

議案第 1 1 0 号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 5
1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 1 項中「事業系一般廃棄物」の次に「又は一時的に多量に排出さ
れる家庭系廃棄物（以下「一時多量ごみ」という。）」を加え、同条第 2 項中
「事業系一般廃棄物」の次に「又は一時多量ごみ」を加える。

第 2 7 条中「事業系一般廃棄物」の次に「又は一時多量ごみ」を加える。

第 4 2 条第 3 項中「粗大ごみ」の次に「（一時多量ごみとして指定処理施設
に搬入するものを除く。次項及び同表において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

事業者が一時的に多量に排出される家庭系廃棄物を指定処理施設に搬入する場合の手続等について定めるため、この条例を制定するものである。